

平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成27年12月24日（木）
開会：午後3時 閉会：午後3時30分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
 - 教育長報告
 - 議案第114号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の制定について
 - 議案第115号 大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会への諮問について
 - 議案第116号 平成28年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針について
 - 議案第117号 平成28年度市立小学校特別支援学級教科用図書の採択に係る臨時代理について
- 4 出席委員
桶谷委員長、本郷委員長職務代理者、日渡委員、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
井口学校安全政策監、南堀教育総務課長、小林学校教育課長、内田人事課長、三上幼児教育指導監、伏見教育総務課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員
伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
 - (1) 一般傍聴者 0人
 - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言
教育長報告 議案第117号について、臨時に代理したことを報告

議案第114号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の制定について

【説明】

○井口学校安全政策監 議案第114号大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の制定について、去る22日、市議会11月通常会議本会議にて大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について議決いただいた。このため、同検討委員会の組織運営等に関して必要な事項を定める規則を制定するものである。

規則第2条、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の所掌事務について、教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案に係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議し、その結果を答申することである。

第3条、委員の数等について、学識経験を有する者5人以内、市職員1人の合計6人を委嘱するもので、任期は委嘱の日から2年間、再任は妨げない。

第4条については、委員長、副委員長の設置を規定しており、第5条では、会議について、現行の学校問題緊急サポートチームの会議と同様、それぞれの学期ごとに1回の定例会を開催する予定である。事案発生時、また教育委員会の諮問に応じて事案対応を検討する会議を臨時に開催し、委員長が招集する。会議は個人情報に踏み込んだ議論、また意見等をいただくために全て非公開とする。

第6条では、関係者の出席を規定し、第7条では、庶務を児童生徒支援課において処理するものとした。

なお、施行日は平成28年1月1日としている。

【質疑】

- 桶谷委員長 委員については、サポートチームをそのままスライドか。
- 井口学校安全政策監 現時点ではそのままサポートチーム委員全員を委嘱したいと思う。
- 桶谷委員長 サポートチームはどうなるのか。
- 井口学校安全政策監 12月31日をもって要綱を廃止する。

【採決】 可決

議案第115号 大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会への諮問について

【説明】

○小林学校教育課長 議案第115号大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会への諮問について、大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会に対し市立小学校及び中学校の教員による不祥事の原因や背景を検証するとともに、教員の不祥事を防止するために必要な事項について諮問するものである。

諮問書について説明する。大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則第2条に基づき、下記の事項について諮問する。

市立小学校及び中学校の教員による不祥事の原因や背景を検証するとともに、教員の不祥事を防止するために必要と認められる次に掲げる事項。1、これまでの本市における不祥事発生の要因分析、並びに教員に対する不祥事防止研修の成果の検証の上に立った、教員倫理の向上

につながる今後の実質的な研修の内容並びにその形態など不祥事防止研修のあり方に関すること。2、不祥事を許さない職場の風土及び教員が主体的に取り組む組織環境の構築を行うために必要な方策に関すること。3、不祥事発生の要因と教員のストレスとの関連性の分析、並びに個々の教員に対するストレスマネジメント等の構築に関すること。4、上記に掲げる事項の他、教員の不祥事を防止するために必要な事項に関すること。

先ほどの協議会で教職員対象にということでご意見をいただいた。ただ、委員会規則第2条において所掌事務として教員という表現をとっており、この諮問の段階では教員という表現にとどめ、その答申いただく内容については教職員という広い意味で答申をいただくということで進めさせていただくことを考えている。

【質 疑】

○日渡委員 なぜ諮問文は教員のままか。

○小林学校教育課長 委員会規則第2条に教員という表現で全てそろえており、その規則から出ることができないためである。

○伏見教育総務課主幹 規則の前に条例の方も小中学校教員不祥事防止対策協議会という名称でもって8月議会に上程し、対象としては教員を軸に置いた形で議会に説明した経過があるため、課長が申し上げたように実質の審議では、組織風土をより良くするためのその議論など教職員としての広がりが出ると思う。

○日渡委員 検討委員会の名称は、変えられない。しかし、諮問文はやわらかくしていいと思う。

○伏見教育総務課主幹 条例では担任事項という表現で、この附属機関が担うべき事項というのが記されている。そこでも教員の不祥事ということで、限定した表現となっている。処理手続上は教員とした上で、ただ実質の審議は学校現場における不祥事になることから、そこに事務職員等もしっかりかかわって不祥事がない体制を構築するという意味で当事者としては外せないと思われる。

○日渡委員 これで教職員をターゲットにした答申が上がってくるとどうするのか。これを出て、教職員であると口頭で説明して、向こうは口頭で説明したのを受けて教職員に広げて答申が出る。そうすると、その段階では教職員で受けるのか、教員で受けるのか。

○伏見教育総務課主幹 特に(2)職場風土、教員の主体的な取組や組織環境の構築を行うためということで、教員を軸に検討いただくものの、そこでその答申書の評価とか今後の取組に関する具体の言及のところでは教員に限らず職員についてもその枠の中に入れて検討すべきといった促しがあれば、教育委員会として教職員をターゲットにした取組を検討していくことになると思う。

○日渡委員 教育委員会が外に出す文書、特に学校に出す文書について、教員という文言でいくということは、働いている人たちに対して、例えば、事務職員や栄養職員等に対して、私たちは除外されたというメッセージになる。だから、気をつけないといけないということを言いたかっただけである。

○桶谷委員長 教職員に記書きを変えることによる問題点は出るのか。

○伏見教育総務課主幹 もともと条例を議会に諮る上で、当初職員についての不祥事防止対策検討は、既に市長部局において設置されている経過があり、その上に立って教員に関しての不祥事防止対策の検討を教育委員会がしなくてはいけない事情を迎えたという説明をした経過がある。

○本郷委員 この記書きの例えば5番で職員は教員に準じてということに記載することはできないか。

○伏見教育総務課主幹 条例での担任事項は1行のシンプルな表現である。それに対して規則でもって掘り下げて何に関して諮問をして答申を得るかという内容を書いているが、それがこの4本立てになっており、5つ目を持ってとなると、本来の規則の構成にも影響しかねない。

○桶谷委員長 諮問はこのままで、答申の中にその文言を入れていただくことは構わないか。

○伏見教育総務課主幹 構わない。

○日渡委員 そのものの検討委員会の担任事項は何か。

○小林学校教育課長 規則第2条の所掌事務は、委員会は教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の教員（以下、教員という）による不祥事の原因や背景を検証するとともに教員の不祥事を防止するために必要と認める次に掲げる事項について調査、審議し、その結果を答申するというので4つの柱を立てている。

○日渡委員 担任事項以外について諮問するための条例じゃないため、教職員はカットしたほうがいい。もともと担任業務じゃないことをさせるために検討委員会をつくったわけではない。この人たちは、狭い意味での教員に対してこういうことを検討するためにお願いした人たちであって、広げて教職員をターゲットにするためにお願いした人たちではもともとない。ということは、その分に対しては責任持った答申は受けられない。

○井上教育長 今回のこの検討委員会については、教員についての諮問を受けて答申をいただくことになるが、その答申を受けて、改めて教育委員会として新たに考えなければいけないのは、教職員に対してどうかということを考えていくべきではないかと思う。

【採 決】 可決

議案第116号 平成28年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針について

【説 明】

○内田人事課長 議案第116号平成28年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針について説明する。

本市では、昨年度より市立幼稚園に係る事務を福祉こども部に補助執行させることにより、「子ども・子育て支援新制度」の目的である「質の高い幼児期の教育・保育の提供」に努めているところである。このような状況の中、これからの就学前教育、保育を牽引できる人材の育成をするため、3つの基本方針を掲げ平成28年度の人事異動を行うものである。

1つ目、管理職員の適正配置について、本市の教育課題及び各園の課題に的確に対処できる管理職員を、適正に配置する。

2つ目、特色ある園づくりの推進について、各園や地域の実情に応じて特色ある園づくりを進め、各園長の構想を尊重し、訪問や人事に係る面談を通して聴取した意見を十分考慮する。

3つ目、教職員の資質向上と組織の刷新・充実について、教職員が豊富な経験を積み、力量を高めることができるよう、同一園における長期勤務者を中心に、異動を行う。異動にあたっては適性、年齢等を考慮した配置に努める。

具体的事項、1つ目、一般教職員について、教職員一人一人に対して丁寧な聞き取りを行うということを前提に、②同一園に4年以上勤務した者の異動を進める。新規採用後同一園に3年以上勤務する者については、異動対象とする。③4親等以内の近親者の同一園勤務は原則として避ける。⑤幼保一体型施設における配置については、保育園と十分に連携して進めていく。⑥幼稚園教育と保育士の異動に伴う研修は、職員交流実施要項に基づき、希望する幼稚園教諭・保育士について、園長が推薦する。

2つ目、園長について、異動については広域又は地域や園の特性に応じて行うとともに、同一園における昇任配置は原則として避ける。

3つ目、新規採用者について、教職員組織および地域や園の実情に応じた配置に努める。

4つ目、再任用について、平成26年4月1日採用から本格的な運用を開始しているが、再任用については、大津職員の再任用に関する規則に基づき再任用を行う。

5つ目、留意事項について、大量退職、中堅職員数の不足等による若年層の人材の育成、また園務事業の改善、改革に留意しなければならない。また、園の合同保育実施にあたっては、教職員は2園を兼務する。

【質 疑】

○日渡委員 留意事項②であるが、ここだけ「されたい」となっており、方向が違うような気がするが。

○内田人事課長 文言について改めさせていただく。

【採 決】 可決

議案第 1 1 7 号 平成 2 8 年度市立小学校特別支援学級教科用図書の採択に係る臨時代理について

【説 明】

○小林学校教育課長 議案第 1 1 7 号平成 2 8 年度市立小学校特別支援学級教科用図書の採択に係る臨時代理について、国語の D の部分であるが、小学校 4 年生のところに、あそびのおうさまずかん 8、もののなまえという図書が入っていたが、図書が絶版廃盤になり、次年度使用することが不可能になったので、これを削除し、尚且つ、2 年生と 3 年生の間、4 年生と 5 年生の間の仕切りをとり、1 年生から 6 年生まででこの 5 冊の一般図書の中から選択をできるようにさせていただいた。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言